

後西院御所茶座敷の指図

建 造 物 研 究 室

数年前唐招提寺森本管長が入手された真敬法親王（南都興福寺一乗院門跡 宝永三年（1706）七月七日逝去）自筆の後西院御茶湯之記には、延宝六年（1676）から貞享二年（1685）までの間、後西上皇（新院）御所中で行われた茶会の有様が記され、その中には四種類の茶座敷の図が書き込まれている。（第1図A、B、C、D）

一方最近陽明文庫で閲覧した「後西院様御庭御書院御間及御茶屋之図」は、標題の示す建物の間取図であつて、その中にも三箇所に茶座敷らしいものを見出すことができる。（第2図A、B、D）

そこで茶会記に出て来る四つの茶座敷を掲載年代順に仮にA、B、C、Dと名づけ、これを陽明文庫蔵指図と照応して見よう。

Aは延宝六年十二月九日に、近衛基熙公と真敬法親王を客として茶会を開いた小座敷（三畳台目）である。その位置を陽明文庫蔵指図中から探すと、北に延びた廊下の東側にあたるもので、室の西側のほぼ中央に間口四尺ほどの床を構え、中央のやゝ北寄りに炉、床の北に茶道口、東北隅を欠いて、台目畳とし、その東北角に棚を伴っており、その北と東には窓がある。茶会記の図では南側に引戸らしい符号と玄関という文字が記入されているのは、露地に直面した蹴口の形式ではなく、外側に潜戸をもつ土間廂に面した一本引の板戸又は明障子を伴つ

た外部への出入口の存在を示すものらしい。

Bは延宝七年正月廿五日で、その時の招客は青蓮院門跡尊證法親王と真敬法親王とであり、そこは西南端の塀にかこまれた中庭に南面したもので、その塀の外側に待合腰掛（E）が附置されたものである。同年七月二日には再びこの小座敷が使われ、同年十一月十四日の場合はこの小座敷を四畳半と註記している。北側東寄りに床があり、その手前に茶道口、台目畳に寄つて炉がある。座敷の平面

第1図 真敬法親王筆 後西院御茶湯之記 茶座敷指図（写）
A、B、C、D。（唐招提寺森本管長蔵）

は西北隅を除きその隅を欠き込んでいて、西南隅では南向に蹴上り、東南隅の入り込んだ所は窓で、棚が設けられている。

Cは延宝七年五月廿八日のもので、その日は前前回同様近衛基熙公

第2図 後西院様御庭御書院御用及御茶屋之図
(陽明文庫蔵)

と真敬法親王とが伺公した。平三畳の中央より少し左方に寄つて炉が書かれているが、床はなかつたらしく、掛物を壁に掛けると記されている。陽明文庫蔵指図と照合しても、一致するものが見当たらないこと、特に炉の右側に「御茶屋」と書込んでいることから、それは庭園中に別棟として建てられた腰掛茶屋風のものであるらしく思われる。

Dは延宝八年正月廿日の茶会記にて来る。Bの北側別棟の中に入り、南側のくぐりから入ると土間廂になつており、その廂の中に蹴上りが開かれていること、床は西南隅に東向に構えられていること、中央より少し北寄りに炉があり、その東側に中柱があること、床の北側にその平面が三角形をなす棚があり、その北に茶道口が開かれていることなどが特色である。

そのほか茶会記にはその間取が図示されていないけれども、延宝七年七月二日にはまづ御書院の座敷飾が書かれ、次に小座敷B(正月廿五日と「同じ御座敷也」と註記あり)同年十一月十四日の場合も御書院に次いで「御小座敷四畳半」とあり、更に六畳敷「御クサリノ間」の名も見えている。

陽明文庫蔵指図では、その茶座敷(書院を含む)の輪廓は凝花洞池庭指図(図略)の北の方に書かれているそれと類似しているが、その東側と、北側とに途中で切れている廊が書かれている点が違う。また後に池中島上の環波亭と命名された茶座敷の輪廓は全く一致するが、同じ別棟であつても、茶屋のすぐ北西側の所はかなり近接して書き込まれており、その位置は全く異つている。そしてこれらの建物のすぐ西側に幅せまい二本の平行線が書かれており、それが南北に走る敷地の

西を限る築地塀の存在（距離は一応疑問としても）を示すようである。

・方延宝度新院御所の図（図略す）を見ると、敷地をほぼ四つ割にした西南の部分だけは、築地塀にかこまれたまほとんど空白となっている。そしてその右上方（東北方）からの廊が、その築地塀のところで折れ曲つており、その折曲つた所は廊のとりつく可能性を示すように見える。そこでこの廊の折れ曲りの点に合せ、陽明文庫蔵指図の東廊末端（F点）を接着させると、茶室Bをかこむ開塀の西側の線までが二四間、その北側で測定した後西院御所西築地塀までの間が六間、合計三〇間ということになる。また北廊末端（G点）を、宮内庁蔵指図の対屋東畳縁南末端の一間（実線によつて閉ざされていない）に続く可能性があるので、そろえて見ると、先の間数より二間だけ西へ寄ることになり、三二間という数字が得られる。このように見て来ると、陽明文庫蔵指図は、その標題の通り、宮内庁書陵部蔵延宝度新院御所指図に引かれていない部分に相当するものとして、更に重要な資料であることが判る。思うに後西院御在世当時、南北約六三間、東西約三三間ほどのこの区域内にはその北部に片寄つて、書院クサリの間を含む三つの茶座敷（A、B、D）があり、その前面に風雅な庭園があつたらしい。そして陽明文庫蔵指図（第2図）と宮内庁蔵延宝度新院（後西院）御所指図（宮内庁蔵）とは、或時期に於いて（延宝六年より貞享二年迄の間）同時に存在した建築を書き分けたものと判断できよう。

（森 繡・牛川喜幸）

註

（1）森 繡・牛川喜幸 京都御苑内に於ける寝殿造系庭園遺跡、特に擬花洞
後西院御所茶座敷の指図

について」奈良国立文化財研究所年報（一九六二）参照。

なお擬花洞を先に後西院御所の庭園と解釈しておいたが、厳密にいうと宝永度東宮御所庭園以後の名称と解釈する方が妥当のようである。
（2）宮内庁蔵延宝度新院御所、宝永度東宮御所指図などについては、東京工業大学の平井聖博士によつて示教を受けたものである。

平城宮出土墨書土器

「體大郎

炊女取不得 若取者答五下」

土師器杯

平安時代初期

第13次平城宮調査出土品